

# 三重大学教職員組合規約

## 第一章 総 則

(名 称)

第1条 この組合は、三重大学教職員組合と称する。

(事務所)

第2条 この組合は、事務所を津市の国立大学法人三重大学内に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この組合は、組合員の労働条件を改善し、経済的、社会的および文化的地位の向上をはかり、学内の民主化を実現することを目的とする。

(事 業)

第4条 この組合は、前条の目的を達成するため、次の事業および活動を行なう。

- 一 組合員の労働条件改善に関すること
- 二 組合員の福利厚生に関すること
- 三 大学における教育・研究・医療の民主的発展に関すること
- 四 学内の管理運営の民主化に関すること
- 五 民主的諸団体との提携協力
- 六 その他、この組合の目的達成に必要な事項

## 第三章 組合員

(資 格)

第5条 この組合は、国立大学法人三重大学に勤務する者であって、この組合の趣旨に賛同し、この規約に従うものをもって組織する。ただし、労働組合法第2条第1号に規定する監督的地位にある者等は加入することができない。

(加入・脱退)

第6条 この組合に加入しようとする者は、所定の届出を中央執行委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 この組合を脱退しようとする者は、所定の届出を中央執行委員長に提出しなければならない。

(権利および義務)

第7条 すべての組合員は、いかなる場合においても人種、性別、宗教、門地または身分によって差別されることなく、等しく以下の権利を有し、義務を負う。

- 一 次条に規定する場合を除き、いかなる場合においても組合員たる資格を奪われない権利
- 二 大会代議員および各種役員を選挙し、また選挙に立候補する権利

- 三 大会、中央執行委員会、選挙管理委員会などに自由に意見を申し出る権利
- 四 会計書類を閲覧し、会計監査の公表を求める権利
- 五 組合が行う各種行事に参加し、また管理する施設を利用する権利
- 六 諸規則および各機関などの決定に従う義務
- 七 諸規定および大会決定で定められた組合費およびその他の費用を納める義務

(制 裁)

第8条 組合員であって、規約に重大な違反を犯し、もしくは組合の利益を損ね、または組合の名誉を著しく汚した者は、大会の議決により権利の停止、または除名される。

- 2 前項の制裁は、中央執行委員会が指名する審査委員会における勧告に基づき、本人の弁明を聴取する機会を設けた後に行う。

なお、審査委員会の発足および構成は、対象となる組合員の所属する支部執行委員会の承認を得なければならない。ただし、第9条により支部に所属していない組合員に関しては、その限りでない。

- 3 制裁を受けた者が決定に不服がある場合は、1ヶ月以内に大会に再審査を請求できる。

## 第四章 構成

(支 部)

第9条 この組合は、目的達成のため支部を置く。

- 2 支部は部局あるいは職域を基礎として組織し、その構成は大会において決定する。
- 3 支部には議決機関として支部総会および執行機関として支部執行委員会を置く。

(支部準備会)

第10条 支部を組織できない部局等においては、支部準備会を置く。

- 2 支部準備会は、中央執行委員会の援助の下で支部に準ずる活動を行う。

(組合員の支部所属)

第11条 組合員は原則としていずれかの支部（支部準備会を含む）に所属する。特別の事情がある場合には、本来所属すべき支部以外の支部に所属することができる。その場合には中央執行委員会および当該支部との協議の上で行う。

(支部の活動)

第12条 支部は、大会決定および中央執行委員会の方針に基づいて、組合の目的達成のために必要な活動を行う。

- 2 支部は、中央執行委員会の決定または執行に重大な異議がある場合には、支部総会で議決の上、大会に提訴することができる。
- 3 支部は、この規約の範囲内で支部規約、その他の規則を定めることができる。

(支部の財政)

第13条 支部は独自に支部組合費を徴収することができる。

(専門部)

第14条 この組合は、目的達成のために専門部を置くことができる。

- 2 専門部は大会の決定によって設置される。ただし、緊急を要する場合には中央執行委員会の決定によって設置できる。その場合には直近の大会において承認を得なければならない。

## 第五章 機関

(機関)

第15条 この組合には以下の機関を置く。

- 一 大会
- 二 中央執行委員会

(大会の構成)

第16条 大会は、この組合の最高議決機関であり、大会代議員、中央執行委員、監事によって構成される。

- 2 大会代議員は、各支部（支部準備会を含む）ごとに組合員 10 人に 1 人の割合で組合員の中から民主的手続きによって選出する。ただし、端数は切り上げ、組合員が 100 人以上の支部では 10 人を代議員定数とする。

(大会の招集)

第17条 大会は中央執行委員長が招集し、定期大会は毎年 10 月に開催する。

- 2 中央執行委員長は、以下の場合には目的を明示して、臨時大会を招集しなければならない。
  - 一 中央執行委員会が必要と認めたとき
  - 二 2つ以上の支部が討議事項を明示して開催を要求したとき
  - 三 五分の一以上の組合員が連名で、討議事項を明示して開催を要求したとき
- 3 中央執行委員長が大会を招集する場合には、開催日の 15 日前までに、開催の理由、日時、場所、議案、日程その他必要な事項を明示しなければならない。ただし、緊急の場合の開催通告は 15 日前までとは限らない。

(大会の審議事項)

第18条 次の事項は大会で審議決定されなければならない。

- 一 規約の制定および改正に関すること
- 二 活動方針および事業計画ならびに予算に関すること
- 三 活動報告ならびに決算に関すること
- 四 役員を選出に関すること
- 五 他団体への加盟または脱退に関すること
- 六 この組合の解散に関すること
- 七 組合員の制裁に関すること
- 八 支部の設置および廃止ならびに構成に関すること
- 九 専門部の設置および廃止に関すること

十 その他、この組合の運営に関する重要な事項  
(議長)

第19条 大会の議長は、出席代議員の互選により選出する。

(大会の成立)

第20条 大会は、委任状も含めて全代議員の三分の二以上の出席によって成立する。

2 代議員は、事故その他やむを得ない事情の場合には、委任状をもって、その権限を大会に委任することができる。

(大会の議決)

第21条 大会の議決は、第2、3、4項の場合を除いて、出席代議員の過半数の賛成で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

2 第18条五に関しては、出席代議員の三分の二以上の賛成により決する。

3 第18条一、六に関しては、出席代議員の過半数の賛成を得た上で、全組合員の直接無記名投票の過半数の賛成により決定する。

4 第18条四に関しては、第25条の規定による。

(大会の報告)

第22条 大会の議事内容については、出席代議員の中から選出された議事録署名人の署名捺印した議事録を、大会終了後1ヶ月以内に作成し、大会議長の責任において報告しなければならない。

(中央執行委員会)

第23条 中央執行委員会は、大会の議決事項を執行する機関であって、役員(監事を除く)で構成する。

2 中央執行委員会は必要に応じて、中央執行委員長が招集し、役員(監事を除く)の過半数で成立する。

(中央執行委員会の審議事項)

第24条 中央執行委員会は、大会決定の執行のほかに、以下の事項について審議決定する。

一 労働協約の締結に関すること

二 同盟罷業に関すること

ただし、全組合員の直接無記名投票による過半数の賛成がなければ、行使することはできない。

三 その他、目的を達成する上で緊急の対応を要する事項

ただし、直近の大会において承認を得なければならない。

## 第六章 役員

(構成と業務)

第25条 この組合には以下の役員を置く。

一 中央執行委員長 1名

二 副中央執行委員長 1名

- 三 書記長 1名
- 四 書記次長 1名
- 五 中央執行委員 若干名
- 六 監事 2名

- 2 中央執行委員長は、この会を代表し、業務を総括する。
- 3 副中央執行委員長は中央執行委員長を補佐し、中央執行委員長等に事故があった場合は、その職務を代行する。
- 4 書記長は、中央執行委員長を補佐し、日常業務を処理する。
- 5 書記次長は、書記長を補佐し、日常業務を分担処理する。
- 6 中央執行委員は、業務を分担し、専門部を運営する。
- 7 監事は、この会の資産および会計を監査し、その結果を大会に報告する。

(役員を選出)

第26条 役員は、別に定める規程に基づき、役職ごとに立候補した組合員の中から大会における出席代議員による直接無記名投票により選出され、全組合員が平等に参加する機会を有する直接無記名投票によって投票者の過半数の信任を得なければならない。

(役員任期)

第27条 役員任期は、毎年定期大会から次期定期大会までとする。

- 2 役員は、任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行なうものとする。

(選挙管理委員会)

第28条 選挙管理委員会は、役員選挙を実施し、これを管理する。

- 2 選挙管理委員会は、定員を3人とし、定期大会において選出し、任期を次期定期大会までとする。委員の互選により委員長を選出する。

(特別執行委員)

第29条 中央執行委員長は、特に必要がある場合には中央執行委員会の承認により、特別執行委員を任命することができる。

- 2 特別執行委員は、中央執行委員会から委託された任務を担うとともに、中央執行委員会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権は有しない。
- 3 特別執行委員の任期は、役員任期を超えない範囲で中央執行委員会が定める。

## 第七章 会計

(経費)

第30条 この会の経費は、組合費およびその他の収入をもってあてる。

- 2 組合費は毎年大会において定める。

(会計年度)

第31条 この会の会計年度は毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終る。

(会計報告)

第32条 定期大会で行う会計報告の際には、公認会計士の証明書を付すものとする。

#### 附 則

- 1 この規約は、2004年12月2日から施行し、次期定期大会より適用する。